

国内排出量取引制度に係る競争政策上の論点について

平成 21 年 9 月 25 日

諸富 徹（京都大学大学院経済学研究科准教授）

資料 3 について、その他検討すべき事項として考えられるのは以下の通りです。

競争政策上の観点からすれば、規制対象となる産業における企業間の競争条件の公平性をどう担保するかという問題が、重要なのではないのでしょうか。特に、キャップ&トレード型の排出量取引は、特定産業だけをピックアップして規制するのではなく、温室効果ガスを排出するありとあらゆる産業を規制対象とする普遍的な政策手法です。したがって、競争政策上の観点からは、この制度の下で企業間の競争条件をどう公平なものにすべきかを議論しておくことがきわめて重要だと思います。

キャップ&トレード型排出量取引は、競争条件の均等化に最大限配慮して、初期配分や取引のルールを定めるという性質を持っています。したがって、EU ETS が現にそうであるように、ルールの透明性及び公平性が特に求められます。企業間の競争条件を公平なものとするために透明性及び公平性の観点から重要な点としては、次のものが考えられます。

政府により事業者等に削減目標を義務付けるに当たり、例えば、業界又は事業者ごとに、排出総量（キャップ）で割り当てる場合と原単位改善で設定する場合があったり、さらに、それらにCO₂をベースに設定する場合とエネルギー使用量をベースに設定する場合があると、競争条件が均等化されません。

また、その設定については、公平性及び透明性の観点から、どのようにして各企業、各事業所等に排出枠を割り当てるかの基本ルールを対外的に公表して、実際の割当のプロセスを外部から検証できるようにする必要があると思います。

排出量取引を有効に機能させる前提として、排出量の削減を義務付けられた企業、事業所は、対象年度の終了後、排出量を正確に測定し、政府に報告することが必要であるが、透明性及び公平性の観点からも、モニタリング・報告・検証制度をしっかりと整備することが重要であり、EU ETS では義務づけられている第三者機関によるチェックも必要であります。